

教育支援体制整備事業費交付金〈新型コロナウイルス対応〉

令和2年度3月17日
初等中等教育局幼児教育課振興係

	質問	回答
1	令和元年度分について不用額で対応できる分については1施設上限はないと考えてよいか。	不用額対応であっても、1施設上限は50万円をお願いします。
2	令和元年度の事業については、都道府県又は市区町村が一括購入に要した費用とし、令和2年度の事業については、上記の事業者+幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）の設置者の購入に要した費用との考え方でよいか。	令和元年度から、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）の設置者が購入した費用も補助対象となります。
3	空気清浄機等の備品の購入は可能か。	新型コロナウイルス感染症対策としての保健衛生用品であれば、備品であっても購入可能です。
4	エタノールについての購入費も今回の補助対象としてよいか。	対象としてよいです。
5	令和元年度の事業については3月13日までに申請が必要とあったが、3月23日まで提出が可能となったのか。	基準額の見直しを行ったため、すでに提出していただいた都道府県も含めて改めて3月23日10時までの提出をお願いします。
6	令和元年度の事業について前回のFAQで繰越が認められないとのこと回答があったが、今回の改正でも令和元年度分は繰越できないという考え方でよいか。	繰越明許費予算事項整理表において本交付金について項目として設置されていないため、明許繰越はできません。また、令和元年度内に支出負担行為（交付決定）を行った場合であっても、その後の避け難い事故（予め知り得ない、補助事業者の対応に落ち度が無い等の事由（財務省作成、繰越ガイドブック参照））のために年度内に支出が終わらなかったもの（事故繰越）でない限り、繰越はできません。
7	今回の改正で1施設500千円となっているが、幼稚園設置者の購入のみならず都道府県又は市区町村からも補助を受けた場合はどうなるのか。（例：都道府県がマスクの購入、幼稚園が空気清浄機を購入した場合等）	合計が500千円以内となるように調整をお願いします。（都道府県又は市区町村が一括購入しA園に配布した分の金額とA園が購入した金額との合計が500千円以内となる必要があります。）
8	対象となる幼稚園は。	域内の私立幼稚園（新制度移行・未移行問わない、幼稚園型認定こども園を含む）、公立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、国立大学附属幼稚園です。
9	令和2年度分の物品等について、まだ何を買うか決められないのだが。	令和元年度分については、契約状況等を確認いただきたいと思います。令和2年度については、未定の部分もあると思うので、ある程度ざっくりとした計画で結構です。 しかし、どのような物品類を要望されているのか現状把握も行いたいので、できる範囲で記載いただければと思います。
10	今回申請する対象事業は、「緊急環境整備の②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品」のみという理解でよいか。	その通りです。①の遊具等環境整備の募集については、改めてご連絡します。
11	令和2年度当初予算に計上するのが困難な場合、補正予算で予算化した後に県から内示をだすことになると思われるが、その場合でも4月1日に遡って適用されると考えてよいか。	4月1日からの購入が対象となるよう、文科省からは4月1日付けで内定を出す予定です。自治体内の内示等の取扱いについては、各自治体の取扱いをご確認ください。
12	国立大学の附属幼稚園についても、県が事業対象とする場合、県から国立大学法人（附属幼稚園）に照会をかけてとりまとめて、県と国立大学法人（附属幼稚園）とが直接交付事務のやり取りをすることになるという認識でよいか。	ご認識のとおりです。

13	今回の申請は、学校法人立及び社会福祉法人立以外（個人立幼稚園等）も対象となるのか。	対象となります。
14	備品の購入の際に三社の見積もりは必要か。	備品の購入には2社以上の見積もりをとることが望ましいが、都道府県、市区町村及び園の規則により適切に判断して下さい。
15	適用日についてですが、令和2年2月27日から令和2年1月16日より適用に変更となったが、令和2年1月16日以降に購入されたものが対象となるということか。	ご認識のとおりです。 しかし、既に購入されたものについては、領収書等がなく購入品・金額等が確認できない、コロナウイルス感染症対策として購入されたことが確認取れない等の場合は、補助対象とすることはできません。